



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県成年育成林造成規則を廃止する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統 計 課)	1
○河川法による二級河川の指定及び二級河川の指定の変更 (河 川 課)	1
○道路の区域変更 (2 件) (道 路 課)	2
○都市計画の変更 (3 件) (都市計画課)	2
◎告示 (県立都市公園の設置) の一部改正 (公園下水道課)	2
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (5・17揭示)	2

規 則

高知県成年育成林造成規則を廃止する規則をここに公布する。
平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第53号

高知県成年育成林造成規則を廃止する規則

高知県成年育成林造成規則 (昭和36年高知県規則第1号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第359号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県商品流通調査
- 調査の目的
県内外地域間における商品の流通状況を把握し、平成23年高

知県産業連関表及び経済産業省による平成23年地域産業連関表の作成のための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域

高知県全域

(2) 単位

事業所

(3) 属性

県内の製造事業所のうち、別に定める商品流通調査品目表に掲げる320品目を生産している事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所名

イ 所在地

ウ 生産品目

エ 自工場生産額

オ 自工場消費額

カ 輸出向出荷額

キ 国内向出荷額

ク 国内向出荷額のうち消費地別構成比

ケ 業種別構成比

(2) その基準となる期間

平成23年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者

(1) 数

132事業所

(2) 選定方法

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に事業所を並べ、県内シェアの約80パーセントをカバーするよう選定する。ただし、経済産業省が実施する商品流通調査の報告者となっている者を除く。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が事業所に直接報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成24年7月2日から同年8月31日まで

高知県告示第360号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第5条第1項及び第6項の規定により、次のとおり二級河川を指定し、及び二級河川の指定を変更する。

平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 二級河川の指定

名称	区間	
	上流端	下流端
和食川水系 間谷川	左岸 安芸郡芸西村馬ノ上字間谷 4597番1地先 右岸 安芸郡芸西村馬ノ上字間谷 4596番1地先	和食川への合流地点

2 二級河川の指定の変更

名称	新旧の別	区間	
		上流端	下流端
和食川水系 和食川	新	左岸 香南市夜須町夜須川字チヨシノクチ2498番地先 右岸 安芸郡芸西村馬ノ上字西谷南平4595番6地先	海
	旧	左岸 安芸郡芸西村馬ノ上字西谷口北ノ平4599番4地先 右岸 安芸郡芸西村馬ノ上字北畑上エ4605番1地先	海

高知県告示第361号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中土佐佐賀
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番37 から 高岡郡中土佐町矢井	前	6.0 }	548

賀字後山乙565番1 まで		23.8	
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番37 から 高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番36 まで	A	6.1) 14.7	80
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙526番か ら 高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番16 まで	B	4.2) 23.8	49
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番36	C	6.0) 19.5	105
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番37 から 高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙565番1 まで	D	7.4) 51.2	447

高知県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年5月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

南国市物部字新開乙 200番2から 南国市田村字梶ケ久 保甲509番1まで	前	12.0) 73.0	2,022
	後	12.0) 73.0	2,022

高知県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画都市再開発方針等
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知広域都市計画区域
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに高知市役所、南国市役所、香美市役所及びいの町役場

高知県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知広域都市計画区域
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに高知市役所、南国市役所、香美市役所及びいの町役場

高知県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図

書を公衆の縦覧に供する。
平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知市仁井田字新港の一部及び地先
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

高知県告示第366号

昭和60年2月高知県告示第105号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正する。

平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 3 中「南国市物部新開乙201番1」を削る。
- 4 中「10.32ヘクタール」を「9.90ヘクタール」に改める。

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの

で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書面を受領しないときは、平成24年6月7日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成24年5月17日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類
平成24年4月18日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
南国市後免町四丁目212番の土地の所有者のうち次の者
居所不明。ただし、住民票の住所
高知市若草町3番4-2号 県住34号 湊 久史
居所不明。ただし、住民票の住所
高知市孕西町61番地11 金将ハイツ 田村 利夫
居所不明。ただし、住民票の住所
香川県観音寺市柞田町乙2278番地 山田団地21号
原 正敏